

令和4年2月室戸市農業委員会総会議事録

1. 日時 令和4年2月25日（金）午後1時30分～午後2時5分
2. 場所 室戸市役所2階 第1会議室
3. 出席委員 9名

1番 島巻 賢二委員 2番 細川 季代委員 3番 藤岡 義博委員
4番 小松 弘之委員 6番 西岡 豊委員
7番 川崎 一男委員 8番 阿野田久志委員 9番 尾崎 考平委員
10番 山崎 修委員
4. 欠席委員 なし
5. 事務局 局長 西村 城人 次長 富士原 夏樹
6. 議案 第1号議案 高知県農業振興地域整備基本方針の
変更に対する意見について
第2号議案 農地法第3条許可申請について

（開会時刻午後1時30分）

（会長あいさつ）

議長 ただいまから2月定例総会を開会致します。
それでは、事務局より諸般の報告をいたします。

事務局 はじめに、諸般の報告を致します。出席委員は10名中9名で、室戸市農業委員会総会会議規則第6条より過半数の定足数に達しておりますので、総会は成立しておりますことをご報告いたします。
推進委員の出席者数は、10名中9名のご出席で、竹崎擴委員さんより欠席のご連絡をいただいております。

なお、本日の議案は、
第1号議案 高知県農業振興地域整備基本方針の
変更に対する意見について
第2号議案 農地法第3条許可申請について
の順となっております。
(1月総会以降の農業委員会の活動報告等)
以上で、諸般の報告を終わります。

議 長 それでは、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただきます。

議 長 9番 尾崎委員、10番 山崎委員をお願いします。

議 長 これより議事に入ります。第1号議案 高知県農業振興地域整備基本方針の変更に対する意見について議題といたします。
この議案につきましては、高知県が、県内の農業振興地域の整備基本方針を定めており、その変更(案)について市・産業振興課浜渦班長より、県に代わりまして説明をいたします。資料が多いので、簡潔に説明をお願いしたいと思います。
最後に色々とみなさん方のご意見を聞いて採決をするという事のようにございます。また室戸市については現在、室戸市農業振興地域整備計画の全体見直しに着手しているところですので、整いましたら、我々に審議の方をお願いするという経過のようにございます。それでは説明をお願いします。説明の間、休憩いたします。

産業振興課
浜渦 班長

(説 明)

議 長 はい、ありがとうございました。休憩前に引き続き会議を開きます。たくさんの資料がございますが、今の説明でもわかるように、県が県内の市町村の振興地域や農用地域等の面積等を決めて、室戸では、先程、説明のあったところを除いた田畑が振興地域になっていると、このことについて最終的には市が現在準備をすすめている農業振興地域・農用地の計画に反映させていきます。今回はこの県の作ったものを室戸市農業委員会で審議・承認をしてくださいということですが、何かこの第1号議案についてご意見・ご質問のある方はお願いします。

(なし)

議 長 ご質問等ございませんか。何回も言いますが、最終的に室戸市の計画の見直し(案)ができたときには時間をかけて、みなさん方の意見を聞いて、我々農業委員会の意見も反映できるように審議をしたいと思っています。格別ないようでございますので、みなさんにお諮りしたいと思います。ただいま提案されました第1号議案につきまして、室戸市農業委員会として承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。よって第1号議案である県の作成した基本方針の変更の(案)につきましては、これを承認することに決定致します。浜渦班長は、ここで公務のため退席となります。ご苦勞でございました。

(浜渦班長退席)

議長 それでは、続きまして、第2号議案番号1農地法第3条許可申請の件について、議題といたします。事務局より説明を行います。説明の間、休憩いたします。

事務局 それでは、第2号議案番号1農地法第3条許可申請について、説明いたします。議案書1ページ、地図は2ページをお願いします。申請地は吉良川町字 丙 番、同丙 番、同丙 番、字 丙 番 で、登記地目・現況地目は田及び畑、申請面積は942㎡、13㎡、33㎡、297㎡の4筆計1,285㎡となっております。

本申請は、 さんから、 さんへの贈与による所有権移転の申請です。

以上については、農地法第3条第2項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、調査書に従って説明させていただきます。

(別紙調査書より説明)

～事務局より説明は以上です。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より番号1の申請内容について説明がございました。

担当地区委員さんの現地調査等の報告をお願いいたします。

2番細川 2番細川です。第2号議案番号1農地法第3条許可申請について証言します。

内容については、事務局富士原さんより詳細に説明がありましたので省略します。私の方からは、申請地の場所を説明します。

2ページが全体の地図です。まず 番ですけども、少し小さくて見づらいですが、2ページの一番下の方に吉良川の の

議長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よって第2号議案番号1農地法第3条許可申請については、許可することに、決定致します。

議長 それでは、続きまして、第2号議案番号2農地法第3条許可申請の件について、議題といたします。事務局より説明を行います。
説明の間、休憩いたします。

事務局 それでは、第2号議案番号2農地法第3条許可申請について、説明いたします。議案書1ページ、地図は6ページをお願いします。
申請地は室津字 番、同 番、字 番で、
登記地目は田、現況地目は田及び畑、申請面積は502㎡、631㎡、2204㎡の3筆計3337㎡となっております。本申請は、
さんから、 さんへの売買による所有権移転の申請です。
以上については、農地法第3条第2項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、調査書に従って説明させていただきます。
(別紙調査書より説明)
～事務局より説明は以上です。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より番号2の申請内容について説明がございました。担当地区委員さんの現地調査等の報告をお願いいたします。

6 番 6 番西岡です。第 2 号議案第 3 条許可申請の番号 2 について証言を
西 岡 いたします。内容等につきましては、事務局の富士原さんの方から
説明がありましたとおりでありまして、現地確認をした場所等につ
いてご報告いたします。字 番、同 番の所在に
つきましては、この室津川沿いの集落に という集落がございま
す。そこに がありまして、その前に谷が通ってまして、
谷の西側を約 100m、高台の方へ上がったところに、この 2 筆がご
ざいまして、現況につきましては、カヤ等が生えています。また雑
木等も一部目立っていますが、整備をすれば、シキビ・サカキ等を植
える上等の場所ではないかという風に考えております。
それからその下に字 番がございしますが、面積が 2204 m²で、
この場所につきましては の集落に室津川へ橋を架けてますが、
橋を渡りまして手前へ約 50m くらい下ったところの北側に広い田
がございました。現在 さんが借り受けて、水稻を作っている
ということでございます。何等問題ないという風に確認しております
ので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長 ありがとうございます。ただいま担当地区委員さんから番号 2 に
ついて、現地調査等の報告がございました。この件につきまして、
ご意見・ご質問のある方はお願ひします。

(な し)

議 長 格別ないようでございますのでお諮りします。
第 2 号議案番号 2 について、許可することに賛成の方の挙手をお願
ひします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よって第2号議案番号2農地法第3条許可申請については、許可することに決定致します。

議 長 それでは、その他、ご意見・ご質問等何かありませんでしょうか。
なければ、総会についてはここで締めさせていただきます。
事務局より、その他の事務連絡をお願いします。

事務局 (その他の事務連絡)

議 長 他に何かありませんでしょうか。なければ、閉会の挨拶を阿野田副
会長にお願いいたします。

(阿野田副会長の閉会の挨拶)

(閉会時刻午後2時5分)